



たわらノーロードplus 国内株式高配当最小分散戦略

追加型投信 / 国内 / 株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド

※上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「たわらノーロードplus 国内株式高配当最小分散戦略」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2016年2月26日に関東財務局長に提出しており、2016年3月13日にその効力が発生しております。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者] アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第324号
設立年月日: 1985年7月1日

資本金: 20億円(2016年10月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:
12兆9,473億円(2016年5月31日現在)

※委託会社は2016年10月1日に経営統合しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は統合前のものであり、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社の3社の合計金額です。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者] みずほ信託銀行株式会社

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.am-one.co.jp/>

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等は委託会社の照会先までお問い合わせください。

1.ファンドの目的・特色



ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1

国内株式のうち投資魅力度の高い高配当銘柄に実質的に投資し、中長期的な信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

- ・企業の成長力や割安度に着目した独自の定量モデルにより投資魅力度の高い銘柄を抽出し、その中から予想配当利回りの高い銘柄を選定します。
- ・国内株式への投資は、国内株式高配当最小分散戦略マザーファンドへの投資を通じて行います。
※マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。

2

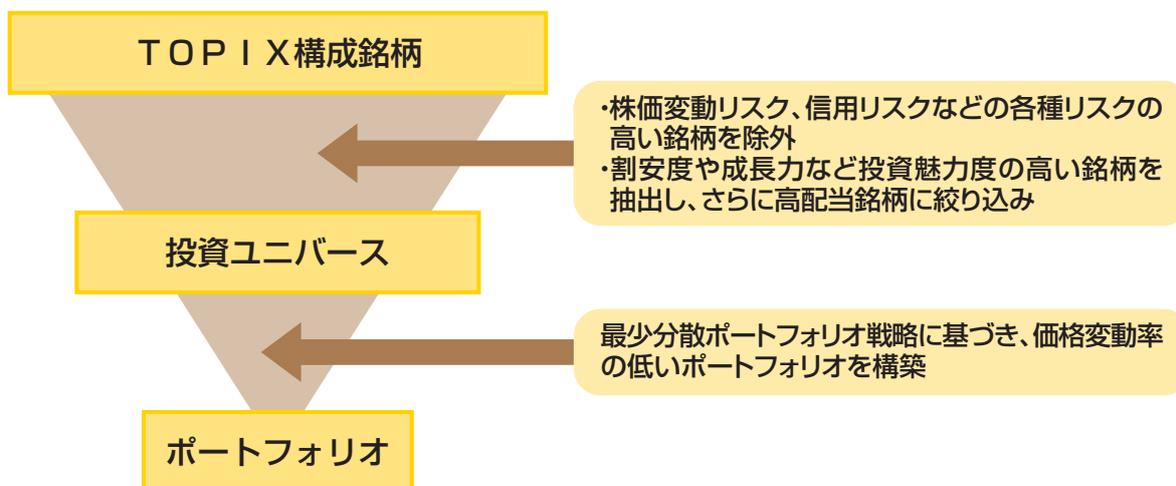
低ボラティリティのポートフォリオを構築し、投資効率(リスク調整後リターン)の向上をめざします。

- ・最小分散ポートフォリオ戦略(*)に基づき、価格変動率(ボラティリティ)の低いポートフォリオを構築することで、投資効率(リスク調整後リターン)の向上をめざします。
- (*)「最小分散ポートフォリオ戦略」とは、価格変動率(ボラティリティ)がなるべく低いポートフォリオを構築することで、時価総額のウェイトで保有するポートフォリオよりも高い投資効率(リスク調整後リターン)を追求する戦略です。
- ・株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

3

マザーファンドの運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の助言を受けます。

運用プロセス



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

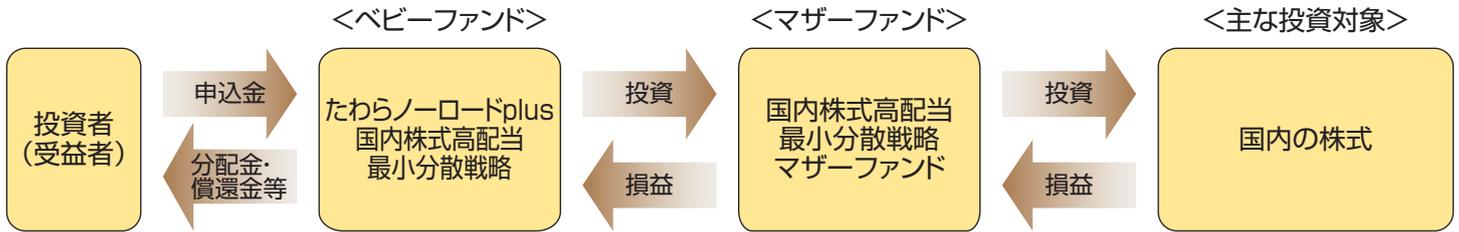
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色



ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・スワップ取引、金利先渡し取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

分配方針

年1回の決算時(毎年12月16日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

マザーファンドの概要

国内株式高配当最小分散戦略マザーファンド
主要投資対象
国内の株式
投資態度
<p>①主として国内の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目的として積極的な運用を行います。</p> <p>②銘柄選択にあたっては、主にTOPIX構成銘柄および採用予定銘柄の中から企業の成長力や割安度に着目した独自の定量モデルにより投資魅力度の高い銘柄を抽出し、その中から予想配当利回りの高い銘柄を選定します。</p> <p>③最小分散ポートフォリオ戦略に基づき、価格変動率(ボラティリティ)の低いポートフォリオを構築することで、投資効率(リスク調整後リターン)の向上をめざします。</p> <p>④株式の投資比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>⑤運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。</p>

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク



当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

個別銘柄選択リスク

当ファンドは、実質的に個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



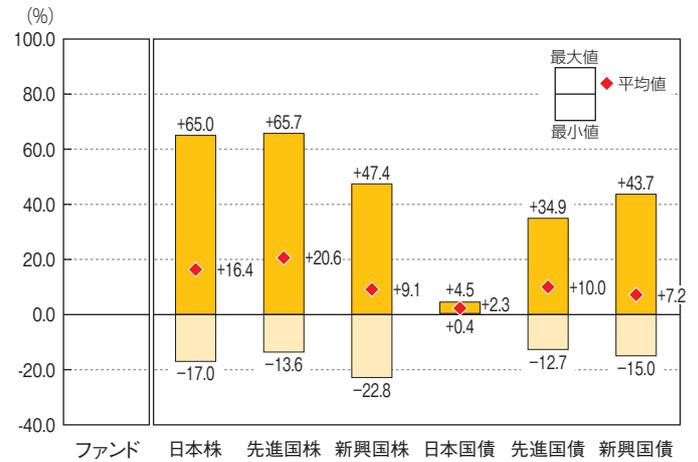
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

代表的な資産クラス:2010年12月~2015年11月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)
 - 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)
 - 日本国債… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3.運用実績



有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

4. 手続・手数料等



お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円) ※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:お申込日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	継続申込期間:原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間:2016年3月14日~2016年3月30日 継続申込期間:2016年3月31日~2017年3月16日 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限です。(設定日:2016年3月31日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ② 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ③ やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則として毎年12月16日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円とします。
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 (URL http://www.am-one.co.jp/)
運用報告書	毎年12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示することを予定しています。 (URL http://www.am-one.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 ※配当控除の適用が可能です。 ※原則として、益金不算入制度の適用が可能です。ただし、2015年4月1日以降に開始する事業年度より、益金不算入制度は適用されません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (ファンドの略称:たp内株高配)



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	換金のお申込日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.756%(税抜0.70%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドにかかる投資顧問報酬が含まれます。	
	支払先	内訳(税抜) 主な役務
	委託会社	年率0.33% 委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.33% 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.04% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他費用・手数料	その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の諸費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2016年1月1日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。